



行政相談週間(10月17日(月)~23日(日))

行政相談をご利用ください

「行政相談」をご存知ですか

行政相談委員は、総務大臣から委嘱されている民間のボランティアで、皆さまの身近な相談員です。問題を解決するため、相談に応じて助言などを行います。相談は無料、秘密は厳守しますので気軽に相談してください。

行政相談所

- **日 時** 偶数月の19日 午後1時~4時(土曜・日曜および祝日の場合は翌日)
10月は19日(水) 午後1時~4時
- **場 所** ふれあいの郷 相談室
- **相談担当者** 行政相談委員 山田 博巳
- **問合せ先** 総務部総務課

一日合同行政相談所の開設

総務省中部管区行政評価局では、次のとおり「行政・法律なんでも相談所」を開設し、年金や登記等の行政相談をはじめ、税金に関する相談、相続・離婚などの法律相談も受け付けます。弁護士、税理士等への相談は、事前予約が必要です。(予約開始：10月11日(火)午前9時) 相談は無料で、秘密は守られます。どうぞお気軽にご利用ください。

名古屋会場

- **日 時** 10月20日(木) 午前10時~午後3時
- **場 所** ナディアパーク 3階デザインホール
地下鉄 栄駅7・8番出口から徒歩7分
矢場町駅5・6番出口から徒歩5分
矢場公園北隣
- **問合せ先** 総務省 中部管区行政評価局
名古屋市中区三の丸2-5-1
名古屋合同庁舎第2号館
☎052-972-7415



枯れ草除去のお願い

木の葉も日一日と色づいてまいりました。先日まで青々としていた空地の雑草も枯れて乾燥し、燃えやすくなって火災の発生しやすい状況になります。

今年も消防署では、10月中頃から管内全域を巡回して火災危険のある枯れ草の調査を実施しています。乾燥した枯れ草は、たばこの投げ捨てやたき火など、ちょっとした小さな火種から燃え広がって大きな火災になるおそれがあります。枯れ草がある土地を所有、管理されている方は、枯れ草の除去を早めにお願いたします。

また、火災予防上危険と思われる空き家の調査も同時に実施しています。放置された空き家から出火した例もあり、放火されない環境作りにご協力お願いします。

● 問合せ先

海部南部消防署
愛知県海部郡飛鳥村大宝五丁目
182番地
☎5210119

海部南部権利擁護センターの 成年後見支援について

■巡回相談(要予約)

毎月第2火曜日、相談員が相談会場に向いて相談(無料)をお受けします。

●日 時

10月11日(火)

なお、相談には事前予約が必要です。

①午後1時30分～2時20分

②午後2時30分～3時20分

③午後3時30分～4時20分

●場 所

すこやかセンター

■弁護士による法律相談(要予約)

毎月第3木曜日、権利擁護や成年後見に関する相談(無料)をお受けします。

●日 時

10月20日(木)

なお、相談には事前予約が必要です。

①午後1時～1時50分

②午後2時～2時50分

③午後3時～3時50分

●場 所

海部南部権利擁護センター

■共通事項

●参加費 無料

●受付時間 午前9時～午後5時
(土曜・日曜・祝日および年末年始を除く)

手話通訳・要約筆記など障がい

のため配慮が必要な方はお申し出ください。

●問合せ先

NPO法人海部南部権利擁護センター

☎ 69-8181

FAX 69-8180



さくら作業所 入所者募集

さくら作業所では、障がいのある方を対象に、自立支援や社会参加を目的とし、軽作業や機能訓練、日常生活訓練を行っています。

入所希望の方は、次のとおり申請書類を提出してください。

●対 象

村内に住所を有する身体障害者・知的障害者・精神障害者の各手帳をお持ちの方(精神障害者通院医療費公費負担受給者を含む)。

●申請期間

10月3日(月)～31日(月)

●提出書類

- ① さくら作業所入所申請書
 - ② 宣誓書
 - ③ 障害者手帳の写し
 - ④ 健康診断書(新規希望者のみ)
- **申請窓口および問合せ先**
すこやかセンター内福祉課

10月は里親月間です

「子どもたちの健やかな成長のために、里親になりませんか？」

愛知県には、保護者の病气、虐待などさまざまな事情により、自分の家庭で生活できず、施設や里親宅で生活している子どもたちが、約1,500人います。里親制度は社会がみんな子どもたちを育てていく、子どもたちのためです。愛知県では、里親になってくださる方を募集しています。

●問合せ先

愛知県海部児童・障害者相談センター

☎ 25-8118





愛知障害者職業能力 開発校訓練生募集

愛知障害者職業能力開発校の令和5年1・4月入校の訓練生を募集します。

●募集科目

- ① ITスキル科
- ② O A ビジネス科
- ③ C A D 設計科
- ④ 総合実務科(知的障害者対象)
- ⑤ 就業支援科(精神障害者・発達障害者対象)

●入校月・入校期間

- ①～④ 4月・1年間
- ⑤ 1月・3か月

●募集期間

10月3日(月)～11月16日(水)

●選考方法

筆記試験および面接試験

●選考日

- ① ② ③ ⑤ 12月9日(金)
- ④ 12月11日(日)

●問合せ先

愛知障害者職業能力開発校

愛知県豊川市一宮町上新切33-14

☎ 053319312102

海部南部水道企業団 職員採用候補者 試験案内

令和4年度海部南部水道企業団職員採用候補者試験(令和5年度採用)を次のとおり実施します。

●募集職種・人員

一般事務職・1名程度

●受験資格

平成7年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学(短期大学を除く)を卒業した方または卒業見込みの方。

●募集要項・申込書の配布

海部南部水道企業団総務課で配布します。なお、海部南部水道企業団ホームページ(<http://am.asui.coste.jp/recruit.html>)からも入手できます。

●試験日

- ① 第1次試験 11月6日(日)
- ② 第2次試験 12月上旬予定

●受付期間

10月3日(月)～18日(火)

午前8時30分～午後5時15分

※郵送の場合も10月18日(火)必着

※土曜・日曜および祝日を除く

●受験受付・問合せ先

海部南部水道企業団総務課

愛西市西條町大池180番地

☎ 3213111

自衛官等募集案内

次のとおり自衛官等募集が行われます。

ご希望の方はお申込みください。

●募集項目

- ・自衛官候補生
- ・防衛大学校学生(一般)
- ・陸上自衛隊高等工科学校生徒(推薦)(一般)

●資格

- ・自衛官候補生
- 採用予定月の1日現在、18歳以上33歳未満の方
- ・防衛大学校学生(一般)
- ・高卒者(見込含)または高専3年次修了者(見込含)、令和5年4月1日現在、18歳以上21歳未満の方
- ・陸上自衛隊高等工科学校生徒(推薦)(一般)

中卒(見込含)、令和5年4月1日現在、15歳以上17歳未満の男子

推薦試験の推薦要件は、成績優秀かつ生徒会活動等に顕著な実績を修め、学校長が推薦できる方

●受付期間

- ・自衛官候補生
- 年間を通じて受付
- ・防衛大学校学生(一般)
- 10月26日(水)まで
- ・陸上自衛隊高等工科学校生徒(推薦)
- 10月1日(土)～12月2日(金)
- ・陸上自衛隊高等工科学校生徒(一般)
- 10月1日(土)～令和5年1月6日(金)

●申込み・問合せ先

自衛隊愛知地方協力本部

一宮地域事務所

一宮市大江二丁目1番の18

ワキタビル2階

☎ 058617317522

愛知県最低賃金は、

10月1日から
時間額986円に
改正されます

県内の事業所で働くすべての労働者(常用・臨時・派遣・パートアルバイト等)に適用されます。

使用者は、適用される最低賃金以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。賃金が時間給以外で定められている場合(月給・日給等)、賃金を1時間あたりの金額に換算して時間額986円と比較します。

詳しくは、最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

●問合せ先

津島労働基準監督署

☎ 2614155



育児休業給付金が

改正されます

令和4年10月1日施行の雇用保険法の改正により、育児休業給付金が変わります。

①産後8週以内に取得できる「産後パパ育児」を対象とする「産後育児休業給付金」の創設

②1歳未満の子の育児休業の分割取得を受給対象に

③1歳前後の夫婦交代での育児休業取得を受給対象に

●問合せ先

ハローワーク津島

☎ 2613158



ブロック塀等撤去費を

補助します

地震発生時における道路等に面したブロック塀等の倒壊による災害から身体および財産を保護するため、ブロック塀等を撤去する工事に要する費用の一部を補助します。

●補助限度額

10万円

●補助対象

村公式ホームページをご覧ください。または開発部建設課までお問合せください。

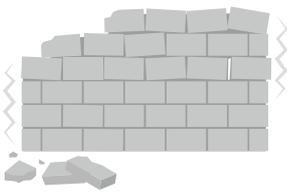
●補助対象期限

令和5年3月31日(金)

※補助金申請は、工事着手前に行っていただく必要があります。申請前にブロック塀等を撤去されますと、補助対象外となりますのでご注意ください。

●問合せ先

開発部建設課



空き家総合相談窓口

本村は、公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会と「飛鳥村における空き家等対策に関する協定」を締結し、空き家等に関するご相談について「空き家総合相談窓口」を開設していますので、ご利用ください。

●受付時間

平日の午前9時～正午、午後1時～5時

※相談は、原則無料です。(個別具体的な内容となる場合や、専門家の派遣が必要な場合は、有料となります。通信料は、相談者の負担となります。)

●問合せ先

愛知県宅地建物取引業協会

☎ 052152212567

(公社) 愛知県宅地建物取引業協会

「空き家」について、何でもご相談ください！

空き家総合相談窓口

ご案内

☎ 052-522-2567

- 空き家の売買
- 空き家の管理
- 空き家の解体
- 住宅診断
- 税金・法律関係
- …など

まずはご相談ください！

建物の取引

診断・点検・調査

空き家による火災・大規模修繕費の負担

不審な通報の受付